

清風寮生心得

清風寮は 1964 年 4 月 10 日に上ヶ原三番町に竣工し、これまで建学の精神を体現すべく学生の自治のもと運営がなされてきました。2015 年 2 月に新しく生まれ変わった清風寮は関西学院の新基本構想(2009～2018)で定めたビジョンの一つである「KG 学士力の向上」を達成すべく新中期計画の中で建設が実現しました。

■ KG 学士力

“Mastery for Service” を体現する世界市民をめざし、キリスト教主義教育をとおして、世界への視野、幅広い知識、深い専門性、豊かな人間性と自らを律する強さを身につけ、他者と協力してよりよい人間関係や社会を築くために貢献しつづける力

(具体的要素)

1. [関心・意欲・態度] 自律的な態度と社会に貢献しようとする姿勢
 - 自らを律する強さを持ち、他者と協力してよりよい人間関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。
 - 世界への視野をもって、社会への深い関心を抱き、生涯にわたって学び、考えていく意欲を持っている。
2. [知識・理解] 幅広い知識と深い専門性
 - 社会、文化、人間、自然についての幅広い知識と、多角的な視点を身につけている。
 - 専攻分野の知識を体系的・構造的に理解し、その分野に固有の視座や思考方法を身につけている。
3. [技能・表現] 実践的な学習技能とコミュニケーション力
 - 情報収集力、データ分析力、論理的思考力、表現力などの技能を身につけている。
 - 日本語と特定の外国語をもちいて、他者と円滑にコミュニケーションできる力を身につけている。
4. [思考・判断] 課題解決のための総合的思考・判断力
 - 現代社会における課題に取り組むための課題発見力、創造的思考力および課題解決能力を身につけている。

上記に示した通り清風寮は寮生同士の交流を通じ、社会に貢献できる力を共に身に付けていくことを目的に運営されています。よって身勝手な行為により寮生及び寮関係者若しくは寮周辺の住民に迷惑をかけた場合は、退寮していただくことがあります。次に示す内容をよく確認し、円滑な寮運営を心がけてください。

学生活動支援機構 副機構長（学生部長）

I. 入寮資格について

- 1 関西学院大学に在籍する女子学部生
- 2 入寮定員など
 - (1) 正規学生 48 名
 - (2) 本学との協定に基づく海外からの交換学生 12 名
 - (3) 各ユニットの構成は各学年 1 名ずつ、交換学生 1 名の 5 名で構成されることが望ましい。

II. 寮会および寮行事について

- 1 寮会
 - (1) 長期休暇（夏季休暇、冬季休暇、春季休暇）を除き寮会は、毎月第 2 火曜日 21 時から実施する。
 - (2) すべての寮生は、必ず出席することとする。
 - (3) 冠婚葬祭、所属団体の大会、単位取得に関わる授業、資格検定、就職活動、その他執行部が認めた事由により欠席する場合は、事前に寮長に所定の届を提出すること。
- 2 寮行事について
 - (1) 寮生（正規学生）は、必ず出席することとする。
欠席基準および手続きは、1－(3)と同様。
 - (2) 寮生（交換学生）は、積極的な参加を歓迎する。

III. 寮費・光熱水費などについて

- 1 金額
 - (1) 入寮費
 - ・一般学生 60,000 円
 - ・交換学生 1 セメスター（約 4 ヶ月）：10,000 円
2 セメスター（約 10 ヶ月）：20,000 円なお、入寮後、入寮費はいかなる理由があっても返金しない。
 - (2) 寮費 月額 32,000 円
 - (3) 光熱水費 共用部分：月額 7,537 円(内水道代 4,074 円、電気代 3,463 円)
個室部分：実費 ※退寮月は 305 円
 - (4) インターネット代 1,160 円
※上記(3)と(4)を以下「諸経費」という。
 - (5) 追徴金：共用部分の光熱水費が非常に高い場合は、追徴金を請求する。
 - (6) 諸経費の定額部分は収支状況により改定する場合がある。
- 2 入金方法
 - (1) 原則個人口座からの自動引き落としとする。
 - (2) 入寮直後でまだ個人口座開設手続きが住んでいない寮生及び交換学生は大学の発行する入金伝票にて本学財務課若しくは指定の金融機関窓口にて入金することとする。
- 3 支払期限
 - (1) 毎月 26 日（26 日が土日祝の場合は翌営業日）（以下支払日）に自動引き落とし若しくは入金伝票での支払をすることとする。
 - (2) 支払の対象となる月
 - ・寮費及び諸経費（定額分）：翌月分
 - ・諸経費（個室電気代分）：概ね前月 16 日～当月 15 日の 1 ヶ月使用量分

(3) 入寮費・入寮月の寮費および諸経費はⅢ・5に定める。

4 その他料金

コインランドリー代

- ・洗濯機 (4.5kg) 200 円 (設置台数：4 台)
- ・洗濯機 (7.0kg) 300 円 (設置台数：2 台)
- ・乾燥機 100 円 (設置台数：6 台)

5 入退寮月の寮費・諸経費について

- (1) 寮費：滞在日数により日割り（月額×滞在日数÷当該月の暦日）で徴収する。ただし、退寮に関しては、退寮日より 30 日前までに退寮の申し出がなかった場合には、1 ヶ月分の寮費を徴収する。
- (2) 諸経費：滞在日数により個室電気代予測額 305 円を含めた月額料金を日割り（月額×滞在日数÷当該月の暦日）で徴収する。ただし、退寮に関しては、退寮日より 30 日前までに申し出がなかった場合には、退寮日に関わらず 1 ヶ月分の諸経費（個室電気代予測額 305 円を含む）を徴収する。

《退寮月の例：卒業年の 3 月 19 日に退寮する場合》

諸経費項目	通常月	退寮月
寮 費	32,000 円	$32,000 \times 19 \div 31 = 19,613$ 円
水道代	4,074 円	$4,074 \times 19 \div 31 = 2,497$ 円
電気代	3,463 円	$3,463 \times 19 \div 31 = 2,122$ 円
インターネット代	1,160 円	$1,160 \times 19 \div 31 = 711$ 円
個別電気代	各室の使用料に基づき毎月実費徴収	$305 (\text{個室電気代予測額}) \times 19 \div 31 = 187$ 円

※小数点以下切り上げ

(3) 支払期限

- ・入寮費、入寮月とその翌月分の寮費および諸経費（定額分）は入寮後速やかに支払うものとする。
- ・退寮月の寮費および諸経費は退寮日前日までに支払うものとする。

6 留学などの理由で長期間寮外にて生活する場合について

- (1) 寮外にて生活する期間は寮費と個室電気代を除く諸経費は徴収する。ただし、寮外にて生活する期間前及び期間中にⅧ・1 に該当する若しくは該当することが分かっている場合には退寮することとする。
- (2) 大学が主催する留学に参加する場合、留学期間は寮費のみを徴収する。

IV. 静粛時間について

- 1 夜 11：50～翌朝 7：00 は静粛時間とする。
- 2 静粛時間は静かに過ごすこと。
- 3 静粛時間は緊急時を除き、自分が居住するユニット以外のユニットに入る場合は他のユニット生の迷惑にならないようにすること。

V. 入館・退館について

※入館・・・寮の建物に入ること。

※退館・・・寮の建物を出ること。

- 1 入館・退館時には必ず在寮札にて在・不在を告知すること。

- 2 外泊・帰省する際は、必ず管理人と同ユニットの他の寮生に事前に行先・入退館の日時・連絡先を報告すること。
- 3 防犯上、また管理人や他の寮生の迷惑にならないよう不必要な静粛時間の入退館は禁止とする。
- 4 午前4時以降は入退館できる。

VI. 車両の所有・管理について

- 1 自転車の所有は一人一台まで所有を認めることとする。
- 2 バイクの所有は総排気量 50cc 未満かつ二輪車のみ一人一台まで所有を認めることとする。
- 3 所有する車両は所定の場所に駐輪すること。
- 4 車両を所有する場合は、必ず車両番号（自転車の場合は防犯登録番号、バイクの場合はナンバープレートの番号）を管理人に届け出ること。
- 5 寮の前から車道にかけては、車両から降りて、押して歩くこと。また、バイクはエンジンを切ること。
- 6 寮生以外の車両の入構は原則認めない。ただし、止むを得ない理由がある場合は管理人に届け出て許可を受けること。

VII. 寮生以外の入館について

- 1 寮生以外の入館は女性に限り、1階玄関ロビーのみ可能とする。また、寮生の付添いを伴うものとし、入退館時には管理人にその旨報告すること。その際、管理人に誰が入館するかを報告すること。ユニット内への立ち入りは禁止とする。
- 2 緊急時や寮運営に必要な場合に限り、舎監または学生活動支援機構の判断で寮生以外の入館を許可することがある。
- 3 寮生以外の入館者がある場合、寮生は「IXその他」に定める内容を遵守するよう指導すること。
- 4 外来宿泊者を寮内に泊める場合は、2日前までに寮長に外来宿泊者届を提出すること。外来宿泊者の宿泊期間は2泊3日以内とし、最大で3人までとする。また、宿泊場所は一階和室部分に限り、ユニット内への立ち入りは一切認めない。外来宿泊者に関する責任はすべて「外来者宿泊届」に記載された保証人（寮生）が負うものとする。

VIII. 退寮について

※寮生として資格を喪失し、寮から退去すること。

- 1 次に掲げる場合は退寮することとする。また、この場合入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。
 - (1) 修業年限を超える場合
 - (2) 残留・卒業延期する場合
 - (3) 退学・除籍する場合
 - (4) 休学する場合
- 2 次に掲げる場合は舎監と学生活動支援副機構長（学生部長）の判断で退寮させることとする。また、この場合入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。
 - (1) 数度の督促にも関わらず寮費・光熱水費等を納付しない場合
 - (2) 健康上寮生活を送ることが不可能と見なされた場合
 - (3) 寮生としてのふさわしくない言動、寮行事への無断欠席、迷惑行為等の改善が見込めない場合

- (4) その他舎監と学生活動支援副機構長が不相当と認めた場合
- 3 3月に退寮する場合は、新入生を迎える準備があるため3月19日までに部屋を明け渡すこととする。
 - 4 寮生が自己都合で寮を退去するときは、その理由を学生活動支援機構に報告し、退去の妥当性を副機構長と舎監に認められた上で退寮届を提出することとする。また、寮費・光熱水費などは退寮月の翌月分から徴収しないものとする。
 - 5 個室は退寮日前日までに居住者が清掃を行い、退寮時には一切の私物を残さないこと。また、退寮日前日までに大学関係者または大学関係者が指名した者による設備点検を受けること。

IX. その他

- 1 喫煙について
 - (1) 寮とその敷地内では喫煙をしないこと。
 - (2) 日本の法律で定義される未成年は喫煙をしないこと。また寮生は未成年の喫煙を努めて予防・防止すること。
- 2 飲酒について
 - (1) 日本の法律で定義される未成年は飲酒しないこと。また寮生は未成年の飲酒を努めて予防・防止すること。
 - (2) 寮とその敷地内における日本の法律で定義される成年の飲酒は個人的に嗜む程度に留めること。
- 3 薬物について
 - (1) 薬物の使用は、日本の法律により認められた医師・薬剤師等の医療従者による十分な指示のもと使用・服用すること。
 - (2) 有機溶剤（シンナー、トルエンなど）・覚せい剤・大麻・コカイン・あへん類（ヘロインなど）・LSD・MDMA・その他日本において危険ドラッグとされる薬物はその所持・乱用の一切を禁ずる。この禁を破った寮生は即刻退寮とし、学籍上の重い処分を課す。
- 4 個室は個室の居住者、ユニット共用部はユニットの居住者が清掃を実施し、寮内を清潔に保つこと。ゴミの廃棄は西宮市のルールに従って、寮生で協力して行うこと。
- 5 寮の建物または個人所有の物品以外は丁寧に扱い、破損があった場合は即座に厚生委員長に届け出ること。
- 6 寮生は定期的に大学関係者または大学関係者が指名した者による個室・ユニット共用部・その他共用部の設備点検を受けること。
- 7 冷暖房器具に関しては、寮備え付けのもの以外の使用をしないこと。
- 8 コンロ類は寮備え付けのもの以外を使用しないこと。
- 9 節電・節水を心がけること。
- 10 その他日本の法律・自治公共団体の条例・大学の規則等を遵守し、寮生として関学生としての自覚を持った言動をとること。

X. 大学の窓口

【舎 監】 打樋 啓史（うてび けいじ）社会学部教授

【担当事務室】 関西学院大学 学生活動支援機構（学生課）

場 所：西宮上ヶ原キャンパス 学生サービスセンター1階

連絡先：0798-54-6110

(大学が主催する留学に参加する学生への対応について)《参考》以下聖和寮則

- 1 短期留学(約 1 カ月)する学生については、寮費(32, 500 円)、管理委託費(11, 000 円)は徴収する。
- 2 中期留学(約 3～4 カ月)する学生については、在寮するか退寮するか意思確認を行い、在寮する場合は寮費及び管理委託費は徴収する。退寮した場合、留学終了後の再入寮は保証しないが、寮に空室があり本人が再入寮を希望した場合には入寮を許可することがある。この際の入寮費(60, 000 円)については免除する。なお、中期留学は主に 5 月上旬から 8 月下旬、8 月下旬から 12 月中旬に実施されるため、退寮した学生が再入寮を希望することは可能であるが、退寮した学生の留学期間中に入寮希望者(過去に入寮選考から外れた者に限る)があった場合、入寮選考のうえ退寮した学生の部屋に入寮させる場合がある。
- 3 長期留学(約 6 カ月～1 年)する学生については、退寮を勧める。退寮した場合、留学終了後の再入寮は保証しないが、寮に空室があり本人が再入寮を希望した場合には入寮を許可することがある。この際の入寮費(60, 000 円)については免除する。なお、長期留学をしている学生の帰国が退寮した年の 12 月中旬までならば再入寮を希望することは可能であるが、退寮した学生の留学期間中に入寮希望者(過去に入寮選考から外れた者に限る)があった場合、入寮選考のうえ退寮した学生の部屋に入寮させる場合がある。また、長期留学をしている学生の帰国が当該年を超える場合には、新入寮生の選考が実施されるため再入寮を希望することはできない。

清風寮生心得 補足

①門限 23：50

4：00 出、4：00 入り。

門限後のユニット間の往来は禁止する。

②外来者、外来宿泊者

外来者、外来宿泊者は1F 玄関ロビーで応対し、ユニットおよび個室に入ることを禁止する。

外来宿泊者が使用できる宿泊場所は1F の和室のみ。外来宿泊者がユニット内に入ることは一切禁ずる。

外来宿泊者の保証人は、2 日前までに「外来者宿泊届」を寮長に提出する。

③週番について

該当月が始まるまでに、あらかじめ各ユニットで話し合い、担当の週を決定する。

当番の学生は、1 週間を通して以下の作業を行う。

- ・月曜日の不燃物、水曜日のペットボトル、木曜日のプラスチックごみ、火・金曜日の生ゴミのゴミ捨て
- ・トイレ、台所のシンク、コンロ掃除、洗面所掃除、風呂場の浴槽・床・壁の清掃

*寮会後に行われるユニット会議で翌月の当番を決定する。その際に冷蔵庫掃除をユニットメンバーで行うこと。

*風呂場掃除では浴槽・床をスポンジと洗剤を使用し丁寧に行うこと。

使用者は最後にシャワー等で湯垢を流し、排水溝の髪の毛も必ず取り清潔に保つこと。

また、週番の仕事としては日曜日に浴室とシャワールームの床・壁の清掃も行うこと。

④ユニット内の備品・自治費について

洗剤やトイレットペーパー等の備品は自治費で購入する。備品が切れた場合は、各ユニットの厚生委員に申し出る。

保管庫からの備品の補充は厚生委員の責任で行う。

自治費として毎月1人1500円を徴収する。自治費は寮内行事や備品等の購入に使用する。

⑤ペナルティ・強制退寮について

寮則を破った学生には、以下の通り、罰とペナルティを課す。

寮則破りの例	罰の種類	ペナルティとして本人が実施すること	詳細説明
門限破り、事前連絡なしでの寮行事への遅刻・欠席等	赤罰 (厳重注意) ※1	「寮則代理」を担当者の代わりに担う(赤罰のため、2週間)	寮則代理とは、毎日の門限 23 時 50 分に全員が帰寮しているか、不在者は届出が提出されているかを確認する業務。それを代わりに行うことをペナルティとする。
外泊ノート記入ミス①(日付間違い、ノート無記入、飛行機・バス・電車・フェリー等の公共交通機関で日をまたぐ場合の無記入)			
他の寮生への執拗な迷惑行為			
外泊ノート記入ミス②(相手先名なし、白札外泊(ノート記入あり※3)、外泊・帰省マグネットなし、住所間違い、施設の名前・電話番号無記入)	黄罰 (注意) ※2	「寮則代理」を担当者の代わりに担う(黄罰のため、1週間)	寮則とは、毎日の門限 23 時 50 分に全員が帰寮しているか、不在者は届出が提出されているかを確認する業務。それを代わりに行うことをペナルティとする。
共有スペースでの騒音、書類の提出遅れなどの寮生活を送る上での迷惑行為			

※1、赤罰：厳重注意(赤罰)は、門限破り、事前連絡なしでの寮行事への遅刻・欠席、他の寮生への執拗な迷惑行為のような寮のルール違反に対して執行部が行うものである。また、赤罰対象者には始末書を書いてもらう。赤罰を3回受けた場合は、執行部や舎監との話し合いの場を設け、該当する寮生の素行の改善が見られない場合は、執行部より強制退寮の勧告を行った上で、舎監および学生生活支援機構副機構長より強制退寮を命じることがある。

※2、黄罰：執行部によって行う注意(黄罰)。

※3、白札外泊：外出時や帰寮時には、玄関の名札を赤(外出中)・白(在寮中)へ変える必要がある。白札(在寮中)の表示に関わらず、外泊した場合、「白札外泊」と呼ぶ。
外泊ノートに記載がなく、門限までに帰って来ない場合には、対象者が帰寮するまで所在を皆で探すことになり、見つからない場合には、舎監の教員や学生課に連絡します。

⑥外泊禁止期間について

原則として4月中は外泊禁止期間とする。(1回生のみ)

寮の規則を覚え、慣れてもらうことは寮を運営していく上でとても重要なことである。

4月末に実施される寮則テストに合格後、外泊が許可される。